岩手県花巻市地域おこし協力隊募集要項

岩手県花巻市

1　岩手県花巻市と地域おこし協力隊の紹介

【岩手県花巻市はこんなところ】

岩手県のほぼ中央に位置する花巻市。西に奥羽山脈、東に北上高地が連なり、その間には肥沃な北上盆地が広がる、豊かな自然に恵まれたまちです。

平成 18 年 1 月 1 日に花巻市、大迫町、石鳥谷町、東和町が合併し、現在の花巻市が誕生。総面積は 908.39 ㎢で、人口はおよそ 8 万 7 千人。岩手県内では、盛岡市、奥州市、一関市、北上市に次いで人口が多い都市です。

宮沢賢治や萬鉄五郎など、世界的に知られる先人を輩出し、高村光太郎や新渡戸稲造ともゆかりが深い花巻は、歴史・文化的な魅力も豊かなまち。ユネスコの無形文化遺産に登録された「早池峰神楽」や京都祇園囃子の流れを汲む「花巻まつり」といった地域文化、また、日本三大杜氏のひとつ「南部杜氏」が守り続けてきた伝統的酒造りの技術が、令和 6 年ユネスコ無形文化遺産に『伝統的酒造り』として登録されました。さらに、有名ブランドも採用する「ホームスパン」といった伝統の技術まで、世界にも通じる「花巻の魅力」はたくさん。また、岩手県内唯一の空港である「いわて花巻空港」があり東北新幹線や東北自動車道などの高速交通網も充実しています。

【花巻市の地域おこし協力隊】

本市では、平成 27 年より都市圏の意欲ある人材を積極的に受け入れ、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図ることを目的として、都市地域等から本市に生活の拠点を移した方を「地域おこし協力隊員」として委嘱しています。

本市においては、これまで 40 名の隊員が地域住民の方々と連携を図りながら、活動に取り組んでまいりました。そのうち現在では、14 名の隊員が活動しており、ぶどうの産地である花巻市大迫地域で、ぶどう作りの担い手になり、6 次産業化を目指して活動する方や、里山・森林保全を学びながら、デザインで情報発信や都市と地方をつなぐ活動をしている方などがおり、隊員の活動内容は無限に広がっています。

今回の募集では、「大迫地域でぶどう栽培技術を磨いて、ぶどう農家として就農」、「はなまきぐらしアテンダント」、「農村リボーン・プランナー」及び「フリーミッション（協力隊希望者による提案型）」の 4 つをテーマとして募集します。

※募集テーマの詳細は、本募集要綱の「２　募集人員・募集テーマ」も併せてご覧ください。

２　募集人員・募集テーマ

（１）募集人員　各テーマで若干名を募集します。

（２）募集テーマ

○大迫地域でぶどう栽培技術を磨いて、ぶどう農家として就農【任用型隊員】

将来的な大迫地域でのぶどう農家への就農を目指して、花巻市葡萄が丘農業研究所にて、専門的な知識、技術を一から学び、地域産業の継承と今後の発展における中心的な役割を担う人材を募集します。

なお、本テーマは、大迫地域内に居住することを応募条件とします。

○はなまきぐらしアテンダント【任用型隊員】

花巻市では、平成 27 年度から「花巻市への新しい人の流れをつくる」をテーマとして、移住定住に関する取組みを進めてきました。これまでに、移住定住に関する支援制度を申請・活用して移住した方とその家族を合わせると、令和 6 年度には 1,000 人を超えるところとなり、令和元年度から令和 4 年度までは人口の社会増を達成することが出来ました。

また、首都圏では、コロナ禍が収束してもなお、若者世代を中心として地方移住への関心は高い水準にあるほか、「デジタルノマド」に代表されるような、複数の地域と関わりを持つ二地域居住、多地域居住を志向する人や実践する人は、今後も増加が見込まれるなど、移住の環境にも変化の兆しが見られます。

今後、花巻市は、移住についての支援制度の紹介や補助金に代表されるような支援に留まることなく、地域に溶け込むための支援や、移住を見据えてまずはおためしで市内に滞在したいという需要への対応などが大切だと考えています。

この募集テーマでは、様々な移住の需要に対応しつつ、地域の空き家の把握、移住相談や移住後の生活や地域に関する相談への対応、はなまきぐらしを始めようとする方を協力隊の目線からサポートする人材を募集します。

採用後は、花巻市の東和地域で、移住や空き家バンクなどの相談業務を積極的に行っている「一般社団法人東和作戦会議」での研修を通じて、実際の相談業務や移住者と地域とのつながりを肌で感じていただき、市や関係団体と連携しながら、学んだ成果を他の地域に波及させ、市民や地域とともに移住者の受入れ環境を整えていただくことを期待しています。

【一般社団法人東和作戦会議ホームページ】

https://touwa-noutabi.com

○農村リボーン・プランナー【任用型隊員】

花巻市では、地域の自主的なまちづくりを推進するために市内を 27 のコミュニティ地区に区分し、各地区では、住民により組織される「コミュニティ会議」が地域課題の解決や特色あるまちづくりに取り組んでいます。

大瀬川地区は市の北西端に位置し、「葛丸渓流」「黒森山」、厳冬期に姿を現す大氷柱「たろし滝」など四季折々の自然景観に恵まれ、そのふもとには葛丸川の恵みに育まれた穀倉地帯が広がります。「田屋遺跡」「大瀬川館」「山祇神社」などの歴史資源を有し、「神楽」「さんさ踊り」「奴踊り」「田植え踊り」など豊かな地域文化が受け継がれてきました。また、古くから青年会活動が活発で、昭和 25 年には県内に先駆けて公民館が開設され、自治活動や生涯学習活動が展開されています。

長い歴史に育まれ、人々の営みが紡がれてきた大瀬川地区ですが、現在では少子高齢化と人口減少の進行により、農業の担い手不足が深刻化しています。

その中で、地域に大きなチャンスがやってきました。地域の基幹産業「農業」の生産舞台である農地を抜本的に改良し、効率的・効果的農業の展開を可能とする農業基盤整備事業（※）が実施されることとなりました。さらに、「このままではいけない。今ならまだ間に合う」という思いのもと、女性の交流団体「わたかふぇ」と、その男性版「オレカフェ」が相次いで発足し、途絶えていた夏祭りをコミュニティ会議と協力して復活させたり、世代をつなぐ交流イベントに取り組むなど、地域のにぎわいが戻りつつあります。みんながつながってにぎやかに暮らせる地域、農業を生業とし、農業でくらしをつくることができる地域を目指す新たな挑戦が動き出しました。

この挑戦の成功に必要なのは、地域の理想像を描き、それを実現する力です。もっと大瀬川ファンを増やしたい。特色ある農業で地域の強みを打ち出したい。農業関連事業を企画して地域内外から新たな担い手を呼び込みたい――。転換点にある大瀬川には、住民とともに「未来を切り拓く仲間」が必要です。

この募集テーマでは、将来にわたり元気な農村を次世代につなぐプランを地域と一緒に描き、地域内外を巻き込みながらにぎやかな農村づくりを実践する地域おこし協力隊員を募集します。

採用後は、農作業への参加を通じて農業への理解を深めながら、コミュニティ会議やわたかふぇ・オレカフェ、農家さんと連携し、イベントの企画・運営、大瀬川の魅力発信、特色ある農業づくりなどを通じて、地域のにぎわい創出を進めていただくことを期待しています。

※農業をしやすくするために、田畑や水路、農道などの「土台」を整える事業

○フリーミッション（協力隊希望者による提案型）【任用型隊員、委託型隊員から選択可能】

花巻でやりたいこと、それが地域課題の解決にどのように寄与していくかをご提案していただきます。

3　応募条件

次の（１）～（５）の全てを満たす方

（１）現在、三大都市圏又は地方都市等(過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村)に居住し、委嘱後に住民票を花巻市に異動し居住できる方。ただし、「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域における活動２年以上、かつ解嘱１年以内）又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者で、３大都市圏外の全ての市町村及び３大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた方、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）を終了した方（JET プログラム参加者としての活動２年以上、かつ JET プログラムを終了した日から１年以内）は例外として認めます。

（２）心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っている方（性別は問いません）

（３）普通自動車運転免許を取得している方(AT 限定、採用時に取得見込も可)

（４）パソコンを日常的に使用し、SNS 等により情報発信ができる方

（５）活動期間終了後に花巻市に定住し、起業や就業を目指す方

※地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当する方は応募することはできません。

4　勤務地

岩手県花巻市

5　勤務時間

募集テーマや希望に応じて働き方を選択できます。

１．任用型隊員

週 30 時間以内（基本は 9：00～16：00 としますが、その日の勤務内容により、上記以外の時間帯を勤務時間に指定する場合があります。）

２．委託型隊員

個人事業主として、協力隊業務を請け負うため、勤務時間の定めはありません。

6　身分・任用期間

募集テーマや希望に応じて働き方を選択できます。

１．任用型隊員

（１）花巻市会計年度任用職員として任用します。（パートタイム会計年度任用職員として一会計年度毎の任用となります。）

（２）任用期間は、任用開始日から令和 10 年３月 31 日までとします。ただし、最大３年を限度に協力隊員として任用します。

なお着任日は、令和９年４月１日以降とします。（応相談）

（3）花巻市地域おこし協力隊設置要綱及び花巻市会計年度任用職員の任用に関する規則に準じます。

2．委託型隊員

個人事業主として協力隊業務を請け負うことを希望する場合、市と隊員本人が、その業務内容の相談や確認、すり合わせ等を行った上で、業務委託契約を締結します。また、委託期間は1年度ごとを基本とします。（例：任期1年目の始期が9月1日である場合、9月1日から翌年の3月31日までを委託期間とします）。

※任用型から委託型への切り替えについて

任用型隊員として着任した場合でも、2年度目以降は自分の目標等に合わせて「引き続き会計年度任用職員（または委託型隊員）として協力隊活動を行う」、「会計年度任用職員から委託型隊員に」など、任期途中においても自分の働き方を選択できます。（例：任用型隊員として、令和9年9月1日に任用され、翌年度から委託型隊員に切り替える場合、令和9年9月1日～令和10年3月31日までは任用型隊員として働き、令和10年4月1日以降に委託型隊員として、働くこととなります。）

なお、協力隊員としての任期は、任用型隊員及び委託型隊員としての期間を合算して最大3年間となります。（例：任用型隊員1年、委託型隊員2年で合計3年間）

7　報酬等

1．任用型隊員　291,600円（月額）※期末手当支給なし

月額報酬のほか、勤務地より片道2km以上離れた居住地から通勤する場合、距離に応じて通勤手当（費用弁償）が支給されます。

2．委託型隊員

原則として、任用型隊員と同額の報酬額及び協力隊としての活動費を合算した金額を予算の範囲内でお支払いします。

※活動内容のすり合わせと活動費の算定を行うため、事前に事業計画等の提出を求めます

8　待遇・福利厚生

1．共通事項

（1）協力隊としての活動期間中の住居は、市と隊員が協議のうえで決定します。

※住居手当支給なし。

（2）引越しに必要な経費については、各自の負担となります。

2．任用型隊員

（1）任用型隊員については、社会保険(健康保険、厚生年金、雇用保険)に加入します。

（2）任用型隊員としての活動期間中に使用する車両、パソコンについては、市から貸与します。貸与された車両については、業務以外にも使用できるものとしますが、その際は業務以外の利用による走行距離によりガソリン代(1km あたり5円)を負担していただきます。

（3）任用型隊員については、作業着及び防寒着を貸与します。

3．委託型隊員

委託型隊員については、個人事業主として業務を請け負うこととなるため、国民健康保険、車両やパソコン等にかかる経費は、ご自身で負担していただきます。

9　休日・休暇

1．任用型隊員

（1）原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、12 月 29 日から1月3日までの間としますが、勤務の都合で休日を振り替えることもあります。

（2）有給休暇は、勤務年数により、下記の日数です。

※1 年目：10 日（4 月 1 日任用の場合）、2 年目：11 日、3 年目：12 日

（3）特別休暇は以下のとおりです。

忌引き：5 日間（父母、配偶者、子の場合）夏季休暇：7～9 月までの間で 3 日間など。

2．委託型隊員

個人事業主として、ご自身で休日等を設定することができます。

10　応募手続

（1）募集期限　令和 8 年 11 月 30 日(月)　※必着

（2）募集条件

地域との対話と関係性の事前構築を重要視していますので「花巻 cultivate」オンライン交流会またはおためし協力隊ツアーへの 1 回以上の参加が必要となります。

（3）応募方法

専用申し込みフォームに氏名、住所、アドレス、電話番号を記入して仮エントリーしてください。その後、市から別途申込書をお送りしますので、そちらを提出いただき応募手続きが完了となります。

※いただいた個人情報は、本募集に関する目的以外には使用いたしません。

11 選考方法

オンライン環境によるプレゼン方式により採用試験を執り行います。

○面接会場　オンライン環境(Zoom を使用)

○面接日時　令和 8 年 12 月下旬予定

12 月上旬を目途に面接に係る詳細情報を書面及び電子メールにて送付いたします。

12 その他

（1）隊員のスキルアップのため、全国の隊員が集まる研修会等に参加できます。（経費については活動費の中から負担します。）
（2）活動期間中に当市での「定住」「起業」等に関する支援を受けることができます。
（3）活動期間において、任用期間満了後に花巻市へ定住するための活動として、協力隊に関連する副業を許可します。副業は所定の届け出を行ったうえで勤務時間外に行うものとします。
（4）行政によるサポートだけでなく、花巻市地域おこし協力隊サポート業務の受託事業者からのサポートを受けることができます。
（5）本要項に記載の諸条件は、募集開始時点におけるものであり、国の制度や関係法令等の改正などが行われた場合など、本要項の記載事項に変更が生じることがあります。

13　問い合わせ先

花巻市地域振興部定住推進課　〒025-8601　岩手県花巻市花城町 9-30
電話：0198-41-3516　E-mail：teiju@city.hanamaki.iwate.jp

≪参考≫地域おこし協力隊とは

○制度概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域※1に住民票を異動し、生活の拠点を移した方を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体

地方公共団体

○活動期間

概ね１年以上３年以下

○総務省の支援

市は、総務省の支援メニューを活用し、地域おこし協力隊事業を実施しています。

（1）地域おこし協力隊員の活動に要する経費
隊員１人あたり 550 万円を上限とする。

（2）地域おこし協力隊員等の起業に要する経費
任期を開始して１年以上経過から任期終了後３年以内に起業する方１人あたりに対し、100 万円を上限に補助する。ただし、１人以上の新規雇用を伴う起業、雇用数の維持を行う事業承継にあっては、200 万円を上限とする。

（3）隊員が定住するための空き家の改修に要する経費

隊員として任期を終了したものが引き続き活動地と同一市町村内で定住する際、当該隊員の住居とするための空き家の改修費用について、１人あたり 200 万円を上限に補助する。

※１　条件不利地域とは

◆「条件不利地域」とは、次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とし、「都市地域」とは、これに該当しない市町村とする。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法　②山村振興法　③離島振興法　④半島振興法

⑤奄美群島振興開発特別措置法　⑥小笠原諸島振興開発特別措置法　⑦沖縄振興特別措置法

◆「条件不利地域」のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村を「全部条件不利地域」と、全部条件不利地域以外の市町村を「一部条件不利地域」とする。

◆「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「条件不利区域」とする。

地域おこし協力隊に関する詳細につきましては、総務省の地域おこし協力隊に関するサイトにてご確認ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html